

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号		
手続名	特定非営利活動法人定款変更の認証	根拠条項	特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項		
審査基準	未設定（法令の規定において言い尽くされているため）				
	【参考】特定非営利活動促進法 （定款の変更）				
	第 25 条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。				
	3 定款の変更（第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 4 号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）第 5 号、第 6 号（役員の定数に係るものを除く。）第 7 号、第 11 号、第 12 号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第 13 号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。				
	4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第 11 条第 1 項第 3 号又は第 11 号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。				
5 第 10 条第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条の規定は、第 3 項の認証について準用する。					
受付機関	県民協働課	処理機関	県民協働課	交付機関	県民協働課
				標準処理期間	3 月
				標準経由期間	日
					目次